

## 第4章 考え方と基本施策

### 1. 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、  
安心して暮らし続けられる、  
認め合い支え合うまち みよし

#### 《基本理念の考え方》

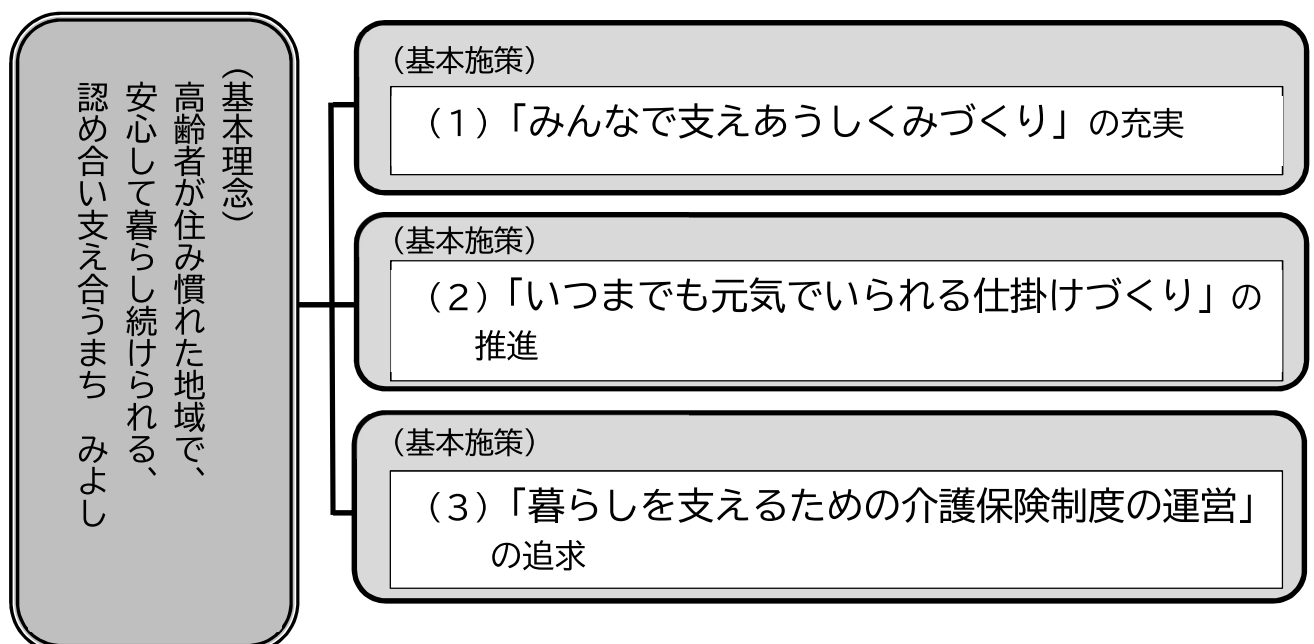
令和6年3月に策定された第3次三次市総合計画（計画期間：令和6（2024）年度から令和15（2033）年度まで）は、三次市における指針であるため、その施策分野ごとのめざす姿をもとに、第10期三次市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本理念を掲げていきます。

自分の思う、マイペースな住み方・人間関係が選択できるという高齢者の誰もが希望を叶えることができるまちをめざし、地域のみんなで、しあわせのために支えあうしくみをつくり上げる（地域包括ケアシステムの確立・充実を図る）ことが大切です。

そのためには、「共助」「公助」を最大限に活かし、「自助」「互助」においては家族関係、「支える側」「支えられる側」という従来の概念を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らすことの必要性を市民の誰もが実感し、「地域共生社会」の必要性を認識し、2025年問題、2040年問題に立ち向かう共通認識を形成したいと考えています。

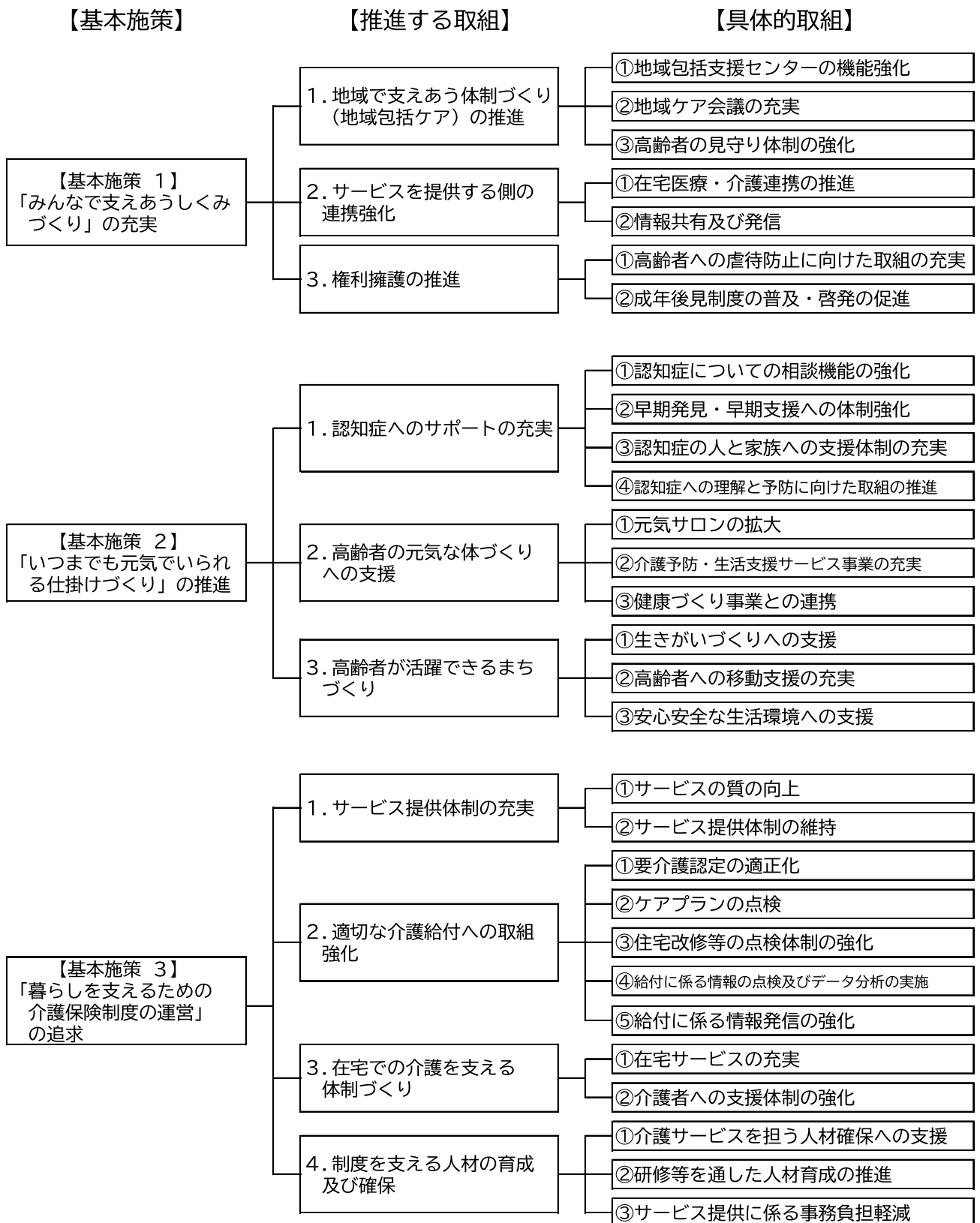
### 2. 基本目標

- (1) みんなで支えあうしくみづくり
- (2) いつまでも元気でいられる仕掛けづくり
- (3) 暮らしを支えるための介護保険制度の運営



### 3. 施策体系

本計画においては、基本理念及び基本目標に基づき、3の基本施策、10の推進する取組、29の具体的取組を進めていきます。



## 4. 基本施策

### （１）「みんなで支えあうしくみづくり」の充実

三次市においては、高齢者人口の減少するスピードに増して支え手となる年代の人口減少が進んでいるため、支えあうしくみもそれぞれの地域にあったものとしていく必要があります。

このような状況の中で、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、基盤となるサービスはもとより、地域のみんで支えあうことが必要となります。

地域のみんなどは、住民、行政・地域包括支援センター、サービス提供事業者・医療機関従事者など、地域に暮らす・関わるすべての人のことで、その地域に暮らす・関わる人誰もが、支える側になったり、支えられる側になったりして、支えあいが充実することで地域包括ケアシステムが充実します。

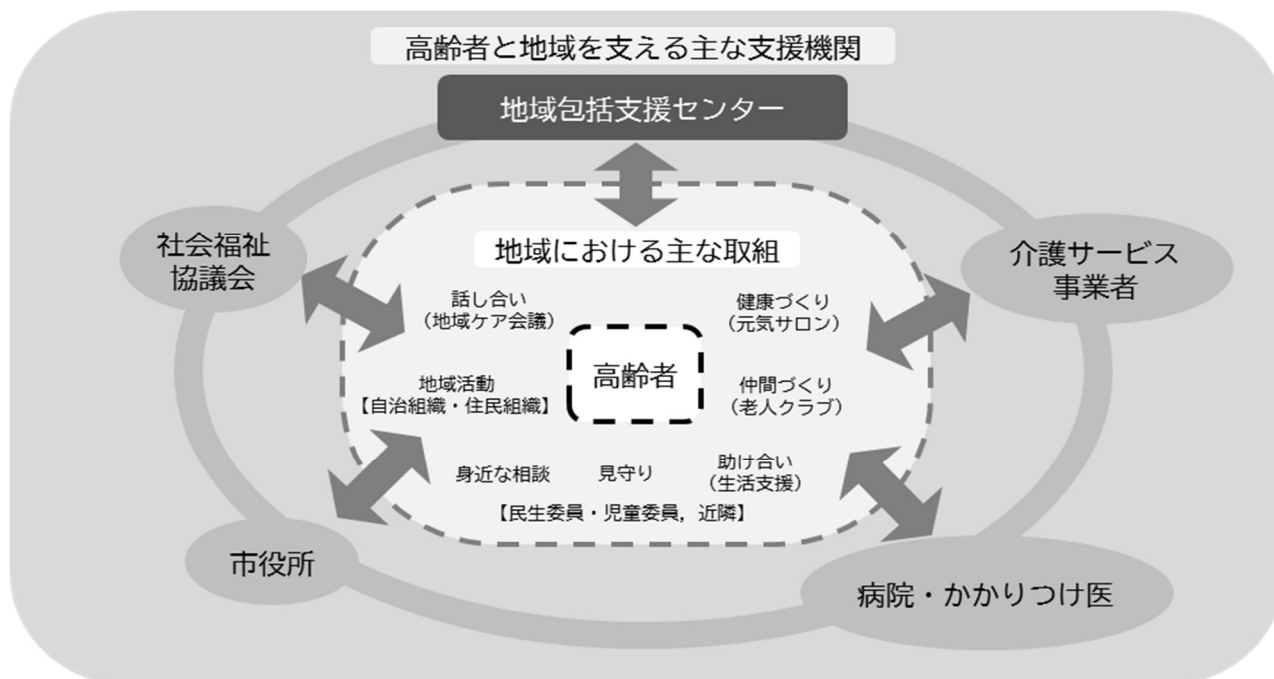
その地域包括ケアシステムは、地域によって資源が異なっているため、各地域に応じた支えあいのしくみづくりのための支援を行っていく必要があります、このしくみづくりを進めていくことで、相談窓口へとつなげやすくなることも期待されます。

また、行政・地域包括支援センター、サービス提供事業者・医療機関従事者などは互いの連携を図り、支える側同士の顔の見える関係性づくりも大切となります。この関係性が高まることで、高齢者の幸せにつながっていきます。

### ○施策体系

推進する取組	具体的取組	具体的取組の内容
1. 地域で支えあう体制づくり（地域包括ケア）の推進	①地域包括支援センターの機能強化	ア 市との連携強化
		イ 地域との連携強化
		ウ 相談体制の強化
		エ 認知症施策に対応できる体制の強化
		オ ケアマネジメントの強化
		カ 権利擁護への対応力強化
	②地域ケア会議の充実	ア 個別ケア会議の充実
		イ 地域ケア会議の充実
		ウ 各地域の課題集約のしくみづくり
		エ 地域包括ケアの考え方の周知
	③高齢者の見守り体制の強化	ア 地域においての見守り体制の維持
		イ 緊急時対応体制の充実
2. サービスを提供する側の連携強化	①在宅医療・介護連携の推進	ア 医療・介護連携体制の強化
		イ 多職種・同職種の連携強化
	②情報共有及び発信	
3. 権利擁護の推進	①高齢者への虐待防止に向けた取組の充実	ア 虐待防止への理解の促進
		イ ネットワークを活かした早期発見・早期対応
	②成年後見制度の普及・啓発の促進	ア 制度への理解の促進
		イ 制度利用のための体制整備
		ウ 市民後見人の養成と活動支援

【地域における取組と高齢者と地域を支えるイメージ図】



1 地域で支えあう体制づくり（地域包括ケア）の推進

高齢者になっても住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域で互いに支えあう体制が必要となります。三次市においても、地域で課題に向き合い互いに見守り・支えあうことのできる体制の推進を、地域包括ケアにおける中核機関である地域包括支援センターが基点となり、医療・介護・福祉の関係者、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者が連携して行います。

①地域包括支援センターの機能強化

ア 市との連携強化

- ・地域包括支援センターの運営において、毎年度、重点取組方針を設定し、方針に基づいた事業実施を行い、地域包括支援センター運営協議会による点検・評価も受けることで、課題を踏まえた効果的な事業実施を図っていきます。
- ・また、地域包括ケアにおける中核機関としての機能強化を図るために、地域包括支援センターと市の定例連絡会を毎月開催し、地域包括支援センターにおける業務、運営、体制等様々な課題に対して必要に応じ双方で対応するなど、緊密な連携体制を維持・強化していきます。

イ 地域との連携強化

- ・地域包括支援センターの活動においては、地域との関わりが欠かせない要素となるため、地域課題を把握し、地域と共に話しあう場となる地域ケア会議等において、各地域の抱える課題を共に考え向き合っていくことに加えて、地域への情報発信を進めていきます。
- ・地域への情報発信においては、出前講座や定期的に発行する広報媒体に加えて、講座や地域ケア会議において関係性を築いた人に地域包括支援センターへの理解を深めていただき、高齢者の困りごと等を地域包括支援センターへつなげてもらう関係づくりも進めていきます。

ウ 相談体制の強化

- ・社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの三職種がチームを組み、複数のチームを形成しながら、市内各所から出てくるあらゆる相談に対応していくことのできる総合相談体制の維持、強化に取り組みます。

- ・認知症に関することはもちろん、「高齢者に関する相談は、まずは地域包括支援センターに」というワンストップ相談窓口としての役割の浸透を図り、地域包括支援センターの認知度が向上するよう取り組みます。
- ・三次市社会福祉協議会が設置している老人介護支援センターが、地域包括支援センターの周知に取り組むこと、さらに市内にあるその他の老人介護支援センターや関係機関と地域包括支援センターとの連携強化のあり方を検討します。

### エ 認知症施策に対応できる体制の強化

- ・認知症地域支援推進員を引き続き地域包括支援センターに配置し、認知症の「予防」や、認知症になっても安心して暮らせる「共生」の地域づくりに取り組める体制を維持・強化します。

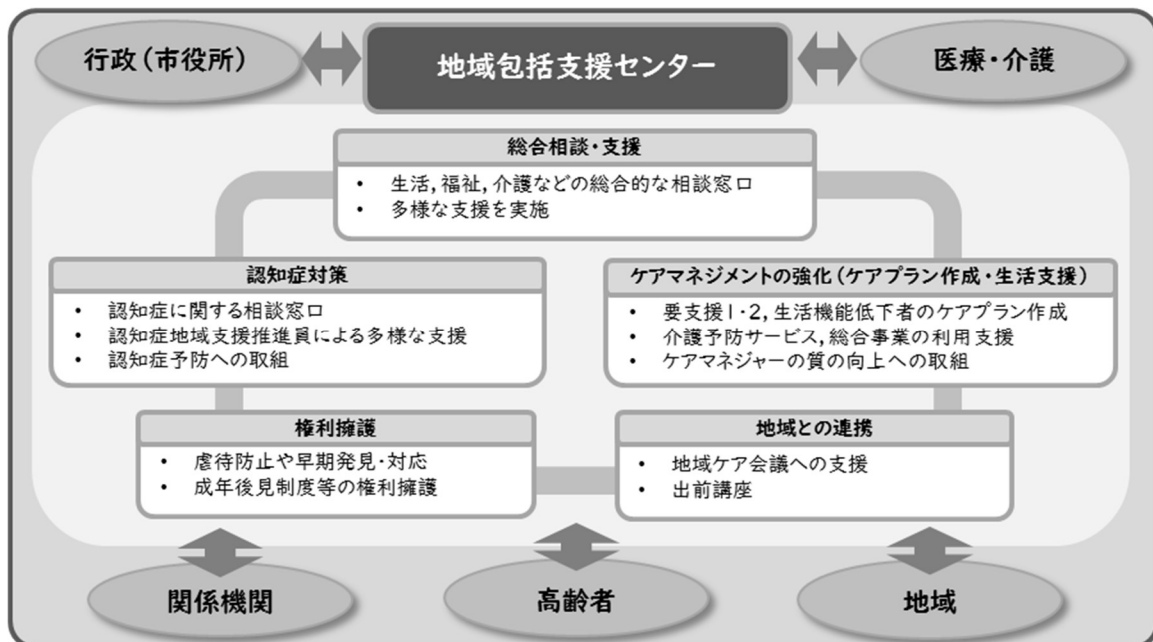
### オ ケアマネジメントの強化

- ・介護予防や生活支援が必要となる人に対して、在宅での生活が継続できるよう、課題把握からケアプラン作成まで、自立度の維持・向上に資することに重点を置いて支援を進めます。
- ・また、市内のケアマネジャーの質の向上を図るため、三次市介護支援専門員連絡協議会とも連携し、研修会の開催やケアマネジャー間及び多職種との顔の見える関係づくりへの支援を引き続き進め、各地域における資源や課題を把握・共有するしくみづくりを含めて、地域特性を活かしたサービス提供を図っていきます。

### カ 権利擁護への対応力強化

- ・高齢者が尊厳を持って暮らし不利益を被らないように、様々な状況に応じた最適な支援方法を検討し、適切なサービスや成年後見制度の利用につなげる等の支援を行います。

【地域包括支援センターの取組概要図】



## ②地域ケア会議の充実

### ア 個別ケア会議の充実

- ・支援者が対応に苦慮する高齢者への支援を検討するために、従来から随時実施している個別ケア会議を引き続き進め、目の前の課題解決を図るとともに、課題の背景を分析することにより、資源や地域等に関する課題を抽出します。
- ・また、介護予防サービス等の対象者となる要支援認定者の自立に向けた支援を多職種で検討するために、自立支援型個別ケア会議も進めます。多職種それぞれの専門的な視点による助言を基に、ケアマネジャーが要支援認定者の自立支援を進めるとともに、会議をとおしてケアマネジャー等支援者の自立支援に対する専門性の向上をめざします。
- ・さらに事例の積み重ねにより、地域に不足する資源や行政課題を発見し、地域ケア会議につなげるとともに、三次市全体の対策の検討へとつなげていきます。

### イ 地域ケア会議の充実

- ・三次市の地域ケア会議は、「生活支援体制整備事業の第2層協議体」機能を持つことを基本形とし、「医療・介護・福祉等専門職のみの会議体」の必要性や「地域ケア会議とは別の第2層協議体」の必要性を地域の実情や資源を見極めながら、地域ごとにふさわしい協議の場を地域と共に形成します。地域包括ケアの充実について、それぞれの地域が独自に考え、取り組みをしやすい体制づくりを提案していきます。
- ・地域ケア会議が設置されている地区においては、個別ケア会議、地域包括支援センターの総合相談、認知症関連事業より抽出された課題や、地域の中のサロン等の活動をとおして発見された地域課題について共有し、地域でできる取組や課題解決に向けた知恵を出しあい、連携を図っていきます。
- ・市、三次市地域包括支援センター、三次市社会福祉協議会が共通認識を持ち、協働して地域ケア会議の設置・運営を支援します。

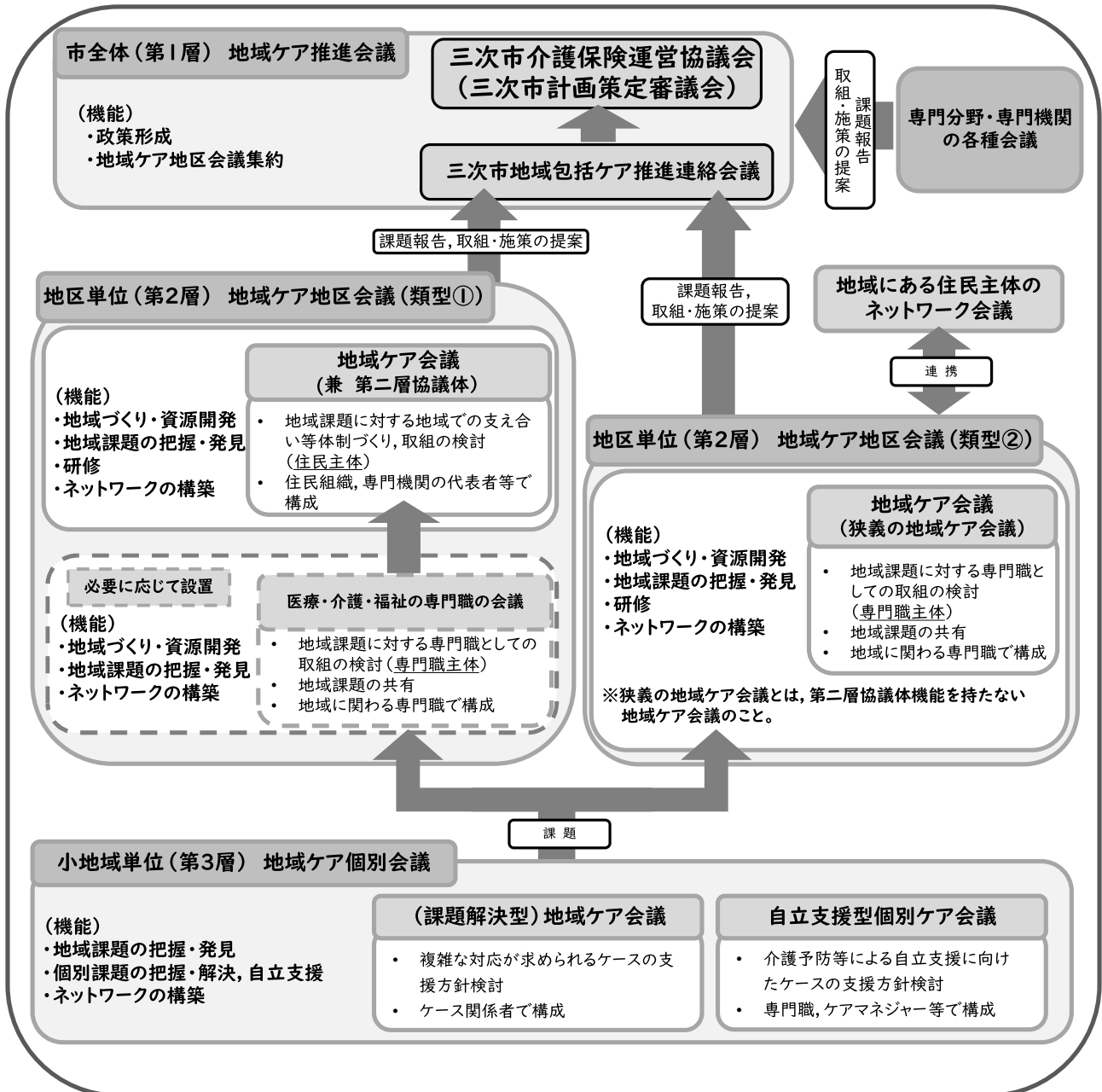
### ウ 各地域の課題集約のしくみづくり

- ・各地域においては、見守り等による安心して暮らせる地域づくりが課題として多く挙がっており、このような共通課題や、各地域単位では解決できない課題を集約するしくみとして、（一社）三次地区医師会・三次市歯科医師会・三次薬剤師会・三次市社会福祉協議会（三次市地域包括支援センターを含む。）・三次市によって構成される地域包括ケア推進連絡会議を活用します。
- ・地域包括ケア推進連絡会議で集約した課題を、政策形成の場である介護保険運営協議会に必要に応じてつなげ、地域ケア会議の政策形成機能の構築を図ります。

### エ 地域包括ケアの考え方の周知

- ・地域包括ケアについて、広報紙やホームページ、SNS等の活用や講演会や研修会などの媒体・機会をとおして周知し、地域包括ケアの考え方が市内全域に身近なこととして浸透していくよう努めます。
- ・周知にあたっては、考え方や意義を分かりやすく伝えることも大切にし、地域ケア会議への地域内の関心が高まるように取り組みます。

【地域ケア会議の全体イメージ】



③高齢者の見守り体制の強化

ア 地域における見守り体制の維持

- ・地域において安心して暮らしていくための見守り体制を維持していくために、高齢者等見守り隊や公的サービスに加え、地域において活動している組織や団体等との連携を検討します。
- ・また、日常の隣近所の見守りあいを広げるために、地域ケア会議で協議テーマとして提示するなどにより、地域の中での互助による見守り体制が維持・向上し、支援の必要な高齢者がいる場合には、早期に地域包括支援センター等支援機関につなげられるよう、働きかけを進めていきます。

イ 緊急時対応体制の充実

- ・必要な医療や緊急連絡先などの情報が記載されたいのちのバトンの周知や、緊急通報システムの導入支援を引き続き行っていきます。

## 2 サービスを提供する側の連携強化

地域包括ケアシステムの推進においては、医療・介護などのサービスを提供する側の連携が欠かせません。三次市においても、地域包括ケア推進連絡会議や地域ケア会議を活用し、連携強化を進めていきます。

### ①在宅医療・介護連携の推進

#### ア 医療・介護連携体制の強化

- ・医療・介護の連携体制強化にあたっては、（一社）三次地区医師会を中心として関係機関の連携による取組と体制づくりを引き続き進めるとともに、医療・介護関係者が構成員となることで地域ケア会議の場を活用した連携体制づくりが図られており、その他様々な機会を通じて医療・介護連携が広がるしくみを整えていきます。
- ・医療と介護のつなぎ目となる入退院時には、医療機関でのカンファレンス等情報共有を行っており、スムーズな在宅生活への移行のため、介護関係者とのさらなる連携体制構築を図っていきます。

#### イ 多職種・同職種の連携強化

- ・多職種・同職種の連携強化を図るために、既に多職種が協働し開催している多職種連携会議を含む既存の会議や研修等を、日常の取組をより効果的にしていくための顔の見える関係づくりの機会と捉えて、各職能団体や会議体との連携を進めます。
- ・医療・介護の連携強化のために、医療・介護連携についての専門知識を持った人材の育成も図っていきます。

### ②情報共有及び発信

- ・地域における医療・介護等の資源を集約した、医療福祉総合情報システム「びほくいいきネット」を活用して医療・介護関係者や地域住民への情報発信を行い、適切な情報共有を図るためにデータ更新等に努めます。
- ・また、介護が必要となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して生活していくために、一人ひとりが自分らしい人生の過ごし方や受けたい医療等について考えることができるよう、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供を、関係機関と連携して行っていきます。

## 3 権利擁護の推進

支援が必要な高齢者においては、複合的な課題が重なり複雑化している状況がある中で、三次市においては、権利擁護ネットワークを設置して、多様な機関が連携して支援に関わる体制を継続していきます。

### ①高齢者への虐待防止に向けた取組の充実

#### ア 虐待防止への理解の促進

- ・虐待ケースにおいては、早期発見、早期対応が重要なため、虐待防止講演会や実務者研修会を開催し、市民やサービス提供者に対して、日頃から高齢者の気になるサインに気付き、早期に相談窓口につなぐことなど、虐待への知識や対応方法について周知・啓発する取組を引き続き行っていきます。



## イ ネットワークを活かした早期発見・早期対応

- ・高齢者の権利擁護を図るため、三次市権利擁護ネットワークの関係機関で構成する虐待対応チームをケースに応じて招集し、より専門的見地から課題のあるケースの早期解決を図り、困難ケースにおいても早期に重層的な支援を行うことができるしくみを維持していきます。
- ・また、高齢者の支援はもとより、養護者への支援の観点から、虐待につながる要因を分析し、適切な介護サービス等を提供するなど、対応力の向上を図ります。

## ②成年後見人制度の普及・啓発の促進

### ア 制度への理解の促進

- ・高齢者一人暮らし世帯のため家族の支援が受けられない、認知症等による判断力の低下など、制度利用が必要となるケースが今後も増加していくものと推測されます。パンフレットや広報紙、出前講座によるわかりやすい制度説明や相談窓口の周知、講演会の開催等により成年後見人制度への理解促進のための取組を進めます。
- ・また、支援関係者向けの実務者研修会を開催し、支援関係者のスキルアップを図り相談機関に確実につなぎ、適切な制度の利用へとつなげていきます。

### イ 制度利用のための体制整備

- ・多様な機関が集まるネットワークを活かして、高齢者本人の意思を尊重した支援を行うことができる体制を引き続き整備していきます。
- ・制度を利用する必要がある人が、どの地域に住んでいても制度を利用できるよう、権利擁護に係るネットワークの充実と、ネットワークの中核となる支援機関の位置づけを進めます。

#### 《ネットワークの充実》

- ・地域において権利擁護の支援が必要な人の発見に努め、早期に必要な支援に結びつけることができるよう、三次市権利擁護ネットワークの各機関が相談窓口体制の充実を図り、申立てに関しては、申立書類の作成支援等の支援機能の充実や関係機関への適切なつなぎの充実に取り組みます。
- ・また、三次市権利擁護ネットワークに関する会議の場を通じて、地域課題やニーズに適した支援のあり方を追求していきます。
- ・成年後見制度の利用者が今後も増える中、三次市権利擁護ネットワークを活用し、受任する成年後見人の調整・確保に関する研究を進めていきます。

#### 《中核機関の位置づけ》

- ・三次市権利擁護ネットワークの機関の中から特定の機関を中核機関として位置づけ、中核機関を基点として、三次市の成年後見制度の広報、相談、制度利用促進等を図ります。

### ウ 市民後見人の養成と活動支援

- ・ニーズに応じて市民後見人養成講座を開催し、市民後見人バンクの登録者を確保します。
- ・市民後見人バンク登録者が、フォローアップ研修に参加しながら、三次市社会福祉協議会の支援員として継続して活動できる支援体制の充実を図ります。
- ・現在、市民後見人を家庭裁判所に推薦できるのは市長申立てケースとしていますが、課題は専門職が解決しその後を市民後見人が引き継ぐなど、家庭裁判所と連携し受任可能なケースが増えるように努めます。
- ・地域で共に生活する立場を活かして後見業務を行う市民後見人が、適正かつ安定的に後見業務を行えるよう、弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職が適切に関わって支援する体制を維持していきます。

## （2）「いつまでも元気でいられる仕掛けづくり」の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、いくつになっても体も心も元気であることが大切です。身体的機能は加齢とともに低下し、転倒や認知症など様々なリスクが高くなります。しかし、これらのリスクは、運動や人と交流をすることで軽減することができます。いつまでも元気でいられることは、生きがいにもつながります。

運動や人との交流は、住民主体で進めていただくことが効果的であり持続可能性が高いため、活動を始めるきっかけづくりや活動を続けていくための仕掛と必要な支援を行っていきます。

認知症については、全国的にも社会問題となっていますが、三次市においても認知症有病者数及び有病率は近年増加しています。

認知症対策は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6（2024）年1月施行）や国の認知症施策推進大綱に基づき、「予防」と「共生」の2つの観点から取組を進める必要があります。症状が疑われる時からの早期のサポートや共に暮らす家族への支援も大切になります。

また、元気な体づくりのためには、習慣的な運動を行うことが大切です。三次市において広がりを見せている元気サロンは、高齢者の「介護予防」「閉じこもり予防」「見守り」を3大目的としており、誰でもどこでもできるように考えた三次市独自の体操プログラムを実践していただいています。今後もこの取組を中心として、高齢者等の元気づくりに効果的な仕掛けを展開していきます。

加えて、加齢とともに多くの方が、外出のための移動手段や住み慣れた住まいにも不自由を感じられています。これらは日常生活の中で必須のものとなるため、生活支援に対する仕掛けづくりも求められています。

### ○施策体系

推進する取組	具体的取組	具体的取組の内容
1. 認知症へのサポートの充実	①認知症についての相談機能の強化	
	②早期発見・早期支援への体制強化	ア 早期発見のための体制強化
		イ 早期支援への体制強化
	③認知症の人と家族への支援体制の充実	ア 認知症の人を支える見守り体制の充実
イ 認知症の人と共に暮らす家族への支援の充実		
④認知症への理解と予防に向けた取組の推進	ア 認知症予防と認知症への理解の浸透を図るための啓発の推進	
	イ 地域における認知症の理解者の養成に向けた取組の推進	
2. 高齢者の元気な体づくりへの支援	①元気サロンの拡大	ア 新規立ち上げ支援
		イ 既存サロンのフォローアップ
	②介護予防・生活支援サービス事業の充実	
③健康づくり事業との連携	ア 保健事業と介護予防の一体的な取組の推進	
3. 高齢者が活躍できるまちづくり	①生きがいづくりへの支援	ア 健康づくりによる生きがいづくり
		イ 社会参加による生きがいづくり
	②高齢者への移動支援の充実	ア 利用しやすい公共交通への取組
		イ 住民主体の移動手段確保への取組
	③安心安全な生活環境への支援	ア 生活支援体制の整備
		イ 生活環境への支援
ウ 自宅暮らしができない人の住まいの確保		

## 1 認知症へのサポートの充実

三次市においては、支援及び連携体制を示した認知症ケアパスを作成し、健康な状態の人から介護が必要となっている人までを支える体制を構築してきました。

今後も、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、地域ケア会議も活用しながらチームオレンジの取組を含めた認知症の方へあらゆるサポートを行うための体制づくりを推進していきます。

### ①認知症についての相談機能の強化

- ・相談体制の充実及び周知については、地域包括支援センターを認知症の相談を受ける中核として対応力の強化を図ります。
- ・また、認知症対策連絡会議等において、市内の認知症サポート医やオレンジドクター、認知症初期集中支援チームをはじめとする、認知症に係る関係団体や組織とも連携した相談体制を検討していきます。

### ②早期発見・早期支援への体制強化

#### ア 早期発見のための体制強化

- ・認知症の早期発見のために、相談体制の充実・周知及び機能強化を図り、認知症の不安を抱える人が早期に相談をすることができる体制整備とともに、認知症は早期の対応により重症化を防ぐことができるため、「認知症の早期発見の必要性に対する認識を高める取組」や「認知症の人へ周囲の人が声をかけやすくなるための環境づくり」を進めていきます。
- ・認知症地域支援推進員が配置されている地域包括支援センターや市が連携し、認知症対策連絡会議等において、早期発見のための連携体制の強化を図ります。
- ・物忘れについてチェックできるツールなど、様々なツールや機会を活用して早期発見につながる仕掛けについても検討を行い、本人や周囲の「気づき」を促す取組を進めていきます。

#### イ 早期支援への体制強化

- ・地域包括支援センター等の相談窓口で早期につながった後は、課題が大きくなる前に、医療等の関係機関と連携を取りながら、丁寧な支援を進めます。さらに、認知症初期集中支援チームによる、認知症が疑われる人とその家族への短期集中的な支援体制を維持し、主にかかりつけ医と地域包括支援センターを通じた連携により、早期支援につながるよう進めていきます。
- ・また、認知症初期集中支援チームの運営や活動についての把握を行い、適切な支援と支援体制の拡大に向けた検討・提言を行う検討委員会を開催し、効果的な早期支援体制づくりを進めていきます。
- ・若年性認知症については、広島県若年性認知症サポートルーム等と連携した支援体制の構築も進めていきます。

### ③認知症の人と家族への支援体制の充実

#### ア 認知症の人を支える見守り体制の充実

- ・認知症の人が地域で暮らしていくために欠かせない、地域における見守りの体制づくりと地域で寄り添える場所づくりを、地域ケア会議でも提案をしながら、引き続き進めます。
- ・警察と市との認知症高齢者等の相互支援協定や市内金融機関や事業所との見守り協定による見守り体制の強化を図るとともに、認知症サポーター養成講座や認知症の人にもやさしい事業所認定を行い、暮らしの様々な場面で認知症の人を見守ることのできる体制を広げていきます。

- ・また、認知症の人が一人で外出し迷った場合、状況に気づいた人が本人の保護についての情報を共有できる支援ツールを用意し、見守りの強化につなげていきます。

#### イ 認知症の人と共に暮らす家族への支援の充実

- ・認知症が進行してから本人の意思を把握することは困難であるケースも多いため、認知症が進行する前に本人の意思を尊重するためにも、「これから手帳」の活用や成年後見制度の利用支援を進めます。
- ・認知症の人と共に暮らす家族への支援として、認知症の人への適切な介護サービスの提供とあわせて、日常の在宅介護の支援と精神的負担軽減が必要であり、認知症の人と家族の会が主体となる介護者の交流会への支援に加えて、介護者に代わってヘルパーが見守りを行うサービスの提供などの家族に向けた支援体制を維持していきます。
- ・また、介護者の交流会については、女性の参加者が多いものの、男性のニーズもあることがわかっているため、男性介護者の参加につながる仕掛けを進めていきます。

#### ④認知症への理解と予防に向けた取組の推進

##### ア 認知症予防と認知症への理解の浸透を図るための啓発の推進

- ・「相談機能の強化」「早期発見・早期支援への体制強化」「認知症の人と家族への支援体制の充実」のためには、その土台となる認知症への理解を広げていく必要があります。
- ・認知症であることは特別ではないということ、予防できること、早期発見により重症化も防げることについて、三次市における支援体制を、あらゆる機会を活用して周知していきます。
- ・また、若年性認知症については、依然として社会的な認識が不足している状況にあるため、啓発を進めます。

##### イ 地域における認知症の理解者の養成に向けた取組の推進

- ・地域における認知症への理解者を増やすための取組として、認知症サポーターの養成を引き続き行い、小・中学生を始めとする若い世代や職域、地域における見守りあいにつながる元気サロンなど、重点的に働きかけを行う対象を定めて、三次市の現状にあった形での養成を進めていきます。
- ・既にサポーターとなっている人へのアプローチについても検討を進めて、知識の定着化や認知症の人への支援を担う人材育成を図っていきます。
- ・養成講座の講師となるキャラバン・メイトについては、引き続き定例会を開催し、効果的な活動に向けフォローアップも続けていきます。
- ・また、開設及び運営支援を行っている認知症カフェは、認知症ではない人も参加できる交流の場であり、当事者と関わることで参加者の理解が深まることも踏まえて、認知症の人やその家族の居場所づくりのために広げていきます。認知症の人が参加しやすくなるような仕掛けづくりの検討も進めます。

## 2 高齢者の元気な体づくりへの支援

三次市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自分らしく自立した日常生活を送ることができるよう、住民主体で介護予防プログラムを実践する元気サロンへの支援を中心とした介護予防の取組を引き続き進めていきます。

## ①元気サロンの拡大

### ア 新規立ち上げ支援

- ・元気サロンの趣旨や活動内容、成果について広報活動も行いながら、元気サロンを市内全域に広げる取組を進めます。また、介護予防の取組のみならず、地域での支えあいの体制構築につながるため、多様なルートで把握した認知症の疑いのある人や、要支援認定者等の介護予防の取組の必要な人が生活する地域に、三次市社会福祉協議会や地域包括支援センター、市が連携し、市内の関係機関・専門職の協力も受け、立ち上げを仕掛けていきます。
- ・必要な地域に必要な数の元気サロンが設置されるよう、地域ケア会議も活用し、地域の関係者と連携しながら、立ち上げの検討を進めていきます。
- ・外出を控えている人でも、ケーブルテレビの体操番組や記録表を活用し、また、ICTを活用した新たな方法など、自宅に居ながらサロン活動に参加できる仕掛けを検討し、地域と協力して実践していきます。

### イ 既存サロンのフォローアップ

- ・平成29（2017）年度に立ち上げが始まった元気サロンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動自粛・縮小も起因し、活動を活性化するための仕掛けが必要となっています。交流会や広報により市内の他の元気サロンの情報共有を図るとともに、設置2年目以降の体力測定の実施、新しい取組内容の提案、参加者の新規募集、要介護になっても参加できるしくみづくりなどの支援を行います。

## ②介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ・介護予防・生活支援サービス事業において、適切な介護予防ケアマネジメントにより、要支援者等に対し要介護状態になることを予防し、生きがいを持って生活を送ることができるよう、効果的かつ効率的な日常生活上の支援につながる訪問型サービスや通所型サービスを引き続き進めます。

## ③健康づくり事業との連携

### ア 保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

- ・医療・介護等のデータや健診の場を活用して、市内各関係課が連携し、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の保健事業と介護予防の一体的な取組を進めていきます。
- ・身近な場所で日常的な活動が行えるよう、元気サロンを中心とした住民主体の介護予防を推進し、このような場を活用し、低栄養予防や口腔機能低下予防等を含むフレイル予防の啓発活動を進めます。
- ・三次市健康づくり推進計画等の関連計画と連動し、壮年期から健康づくりへの意識を高めて、高齢者になっても生活習慣病予防等の疾病予防や重症化予防、また、認知症予防・介護予防に自発的に取り組むことができるよう啓発など支援をしていきます。
- ・また、高齢者や後期高齢者になっても、切れ目なく自身の健康づくりを行うことができる仕掛けを強化し、いつまでも元気な体を保つための支援を引き続き行っていきます。

## 3 高齢者が活躍できるまちづくり

いつまでも元気で暮らしていただくために、運動や社会参加などの生きがいづくり、移動を含めた生活への多様な支援を検討していきます。

### ①生きがいつくりへの支援

#### ア 健康づくりによる生きがいつくり

- ・健康づくりは生きがいつくりにもつながるため、高齢者になっても元気でいることができるように、元気サロンへの参加はもちろん、三次市健康づくり推進計画に基づく健康づくりの推進を図ります。

#### イ 社会参加による生きがいつくり

- ・高齢者の居場所や生きがいつくりのため、老人クラブ等の地域団体への支援を引き続き行っていきますが、高齢者人口も減少する中で様々な団体についての役割と意義を整理し、それぞれの活動が多様な社会参加への受け皿となるような支援を進めていきます。
- ・また、これまでの経験で培ってきた能力を活かし、地域の担い手として活動の場が広がるよう、シルバー人材センターや生活支援サポーターなどの、地域や個々の生活を支えるための有償ボランティアの育成も進めるとともに、地域におけるニーズにあった活動ができるような仕掛けの検討も進めます。
- ・高齢者は支えられる側だという認識を変え、自らできることで社会参加し、地域の担い手にもなることは、生きがいつくりにつながるという認識を持っていただけるよう啓発を行います。

### ②高齢者への移動支援の充実

#### ア 利用しやすい公共交通への取組

- ・高齢者運転免許自主返納支援事業や「三次市地域公共交通計画」に基づく地域公共交通体系の形成に関する取組を踏まえ、庁内各関係課が連携をして、自動車の運転に不安のある高齢者や運転免許を自主返納された高齢者の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成に取り組みます。

#### イ 住民主体の移動手段確保への取組

- ・高齢者の移動手段については、地域ケア会議等の場で地域資源を踏まえて課題を明確化し、住民が主体となりその課題解決に取り組む場合、具体的な取組に対しての支援を検討し、高齢者の移動を支援したい地域の思いに応えていきます。

### ③安心安全な生活環境への支援

#### ア 生活支援体制の整備

- ・生活支援体制整備事業において、三次市社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターを中心に、各地域においての元気サロンや様々な活動、協議体機能を持つ地域ケア会議等への関わりをとおして、高齢者の生活を支える地域資源の把握を進めます。
- ・また、不足する資源の開発や、地域の中で生活を支えあうしくみへの仕掛けを、資源の把握と活用に向けた情報の発信とともに進めていきます。資源の把握や開発、共有にあたっては、地域関係者と共に行っていきます。

#### イ 生活環境への支援

- ・一人暮らし、高齢者夫婦のみ等で暮らしている支援を必要とする人の状況に応じ、日常生活における緊急時や安否確認のために必要な用具の給付等や配食などのサービス、生活援助が必要な人へのホームヘルパーの派遣などにより、安心して生活することができる環境づくりへの支援を引き続き行っていきます。

#### ウ 自宅で暮らすことができない人の住まいの確保

- ・家庭・住宅事情や日常生活に不安がある等の理由により、自宅で生活することが難しくなった人が、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者生活福祉センターなどの高齢者福祉施設へ入所できるように定員の確保、状況把握等必要な支援を行います。
- ・また、三次市においては、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームが9か所あり、これらの施設についても県及び関係機関と連携し状況把握を行い、必要に応じた高齢者の安定的な住まいの確保と生活支援の一体的な取組を進めます。

### （3）「暮らしを支えるための介護保険制度の運営」の追求

介護保険サービスの質の向上及び適切なサービスの提供を行うためには、サービスを実際に提供する人材が欠かせません。この人材の育成，確保，定着は，三次市も含め全国的に喫緊の課題となっており，必要な対策を実施する必要があります。

また，サービス提供体制の維持及び質の向上を図るためには，サービスを支える基盤となる市内各事業所において，業務継続に向けた取組の推進，生産性の向上，事業所間連携及び事務負担の軽減を図っていく必要があります。

加えて，介護保険サービスを今後とも維持していくためには，介護給付を必要とする方を適切に認定するとともに，適切な介護給付を行う必要があります。

介護を必要とする人自身ができることを尊重しつつ，利用者のニーズに沿った本当に必要とするサービスを適切に提供していくためには，要介護認定の適正化を図るとともに，サービスの利用計画及び利用実績の点検の強化が必要です。

住み慣れた地域で安心して住み続けるためには，住み慣れた家で暮らすことができるための支援が必要となります。その支援においては，介護を必要としている人はもとより，家族など共に暮らしている人へのサポートも重要です。

これらの取組を関係機関が一体となって進めることにより，必要な人に必要なサービスが提供できる持続可能な三次市の介護保険制度の運営が図られます。

#### ○施策体系

推進する取組	具体的取組	具体的取組の内容
1. サービス提供体制の充実	①サービスの質の向上	ア 事業所の連携と指導體制の強化 イ ケアマネジャーの質の向上
	②サービス提供体制の維持	
2. 適切な介護給付への取組強化	①要介護認定の適正化	
	②ケアプランの点検	
	③住宅改修等の点検体制の強化	
	④給付に係る情報の点検及びデータ分析の実施	
	⑤給付に係る情報発信の強化	
3. 在宅での介護を支える体制づくり	①在宅サービスの充実	
	②介護者への支援体制の強化	
4. 制度を支える人材の育成及び確保	①介護サービスを担う人材確保への支援	
	②研修等を通じた人材育成の推進	
	③サービス提供に係る事務負担軽減	

#### 1 サービス提供体制の充実

介護が必要となった人に適切な支援を行うことができるような体制づくりを進めていきます。

##### ①サービスの質の向上

##### ア 事業所の連携と指導體制の強化

- ・介護サービスの質の向上及び適切なサービス提供のために，定期的にサービス提供事業所に対する運営指導を行い，関係法令の順守や介護報酬加算の算定について重点的な指導を継続して行います。
- ・さらに，指導監督を行う市職員の資質向上に努めるとともに，効果的に実施するための体制整備を行っていきます。



- ・また、地域密着型サービス事業所連絡会等の事業所間の連携強化を図る取組にも、情報提供や助言などの支援を行い、サービスの質の向上につなげていきます。

#### イ ケアマネジャーの質の向上

- ・地域包括支援センターや介護支援専門員連絡協議会とも連携し、ケアマネマイスターによる指導助言、介護支援専門員研修会を実施するとともに、ネットワークの構築を図り、ケアプランを作成するケアマネジャーの質の向上に継続して取り組みます。また、適切なケアプラン作成のためのケアプラン点検も進めていきます。
- ・ネットワーク体制強化とケアプラン点検体制強化を図り、重症化予防及び地域資源の活用など、本人の意思と能力を尊重したサービス提供につなげていきます。
- ・自立支援型個別ケア会議を活用し、自立に向けた支援を検討する中で、多職種からの専門的な助言を得ることで、お互いの質を高めあい、ケアマネジャーのマネジメントの質の向上を図ります。
- ・さらに、地域課題の把握や社会資源の開発、他のケアマネジャーに対する助言・指導等を行う主任ケアマネジャーの役割強化について、引き続き取り組みます。

#### ②サービス提供体制の維持

- ・高齢者が住み慣れた地域で状態に応じた必要なサービスが受けられ、各地域における事業所が効果的かつ効率的な体制・基盤を状況に応じて整えることで事業を存続・見直ししていきけるよう、全市及び地域における状況の把握に努めるとともに、必要に応じて提供体制の検討及び見直し、必要な基盤整備の実施及び支援を行っていきます。
- ・感染症や非常災害発生時においても、地域の高齢者に安定的・継続的なサービス提供を維持していくため、医療・介護及び地域における関係機関の連携体制や対応を検討していくとともに関係施策との連携を図ります。

## 2 適切な介護給付への取組強化

適切な介護サービスの給付を行うために、国の指針及び広島県介護給付適正化計画における主要3事業（要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化（ケアプランの点検、住宅改修等の点検）、医療情報との突合・縦覧点検）を中心に取り組みます。

#### ①要介護認定の適正化

- ・要介護認定の適正化と平準化のため、認定調査員研修等を行い、認定調査員個々のスキルアップを図ります。また、直営認定調査員による委託認定調査の点検や、介護認定審査会開催前の調査票のチェック体制の強化を図るなど、点検の取組を継続するとともに効率的な実施体制の検討を進めていきます。

#### ②ケアプランの点検

- ・ケアプラン点検を行うことにより、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、適正なサービス利用の促進に向けた取組を実施します。利用者の尊厳の保持と自立支援に資する適切なケアプランとなっているか、ケアマネジャーと共に検証確認し、助言・指導を行います。
- ・効果的かつ効率的な支援を行えるよう、点検を行う職員の資質向上等の体制構築も行います。

#### ③住宅改修等の点検体制の強化

- ・住宅改修及び福祉用具購入・貸与においては、状況に応じて現地確認を含めた点検を引き続き実施します。身体状況や生活環境にあわせた利用者にとって適切なサービスを提供するため、作業療法士等の専門職が関与し、サービス利用前の状況確認やサービスの効果の検証を行うこ

とのできるしくみを検討し、適切な給付につなげていきます。

- ・また、ケアマネジャーと住宅改修施工業者及び福祉用具貸与・販売事業者を対象とした適正化研修会を開催し、研修内容についても検討し効果的に行っていきます。

#### ④給付に係る情報の点検及びデータ分析の実施

- ・国民健康保険団体連合会の給付適正化システムの活用による医療情報との突合や、複数月にわたる給付実績を確認する縦覧点検を行うことで、介護給付の請求に誤りがないかを点検し、事業者に適切な対応の指導を引き続き行っていきます。
- ・ケアプランや住宅改修及び福祉用具購入・貸与の点検においても、点検対象事業者の選定の際に国民健康保険団体連合会の給付適正化システムからの帳票を活用します。

#### ⑤給付に係る情報発信の強化

- ・介護保険制度や各種サービスに関することを正しく理解していただくために、市全体の介護保険サービスの給付状況を広報紙や市ホームページ、出前講座等、様々な手段により発信します。また、効果的な情報発信ができる方法についても検討します。

### 3 在宅での介護を支える体制づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護が必要な人とその介護者が、地域とつながり、適切な在宅サービスを受けられる体制づくりを進めていきます。

#### ①在宅サービスの充実

- ・在宅において介護される人に効果的なサービスの利用や、介護する人の負担軽減につながる基盤整備・体制確保を検討します。

#### ②介護者への支援体制の強化

- ・日常における介護を行うための支援と身体的・精神的負担軽減を行うための家族介護者交流事業及び認知症高齢者等生活援助事業に加えて、必要な介護用品の購入助成を引き続き行っていきます。
- ・また、市や地域包括支援センター、介護事業所等における相談窓口や外出支援について広く周知するとともに、必要に応じて、医療と介護の連携を図り、総合的な対応に取り組みます。地域内での情報共有や介護者の悩みや不安に早期に気付き、適切な関係機関へつなぐしくみづくりを進めます。
- ・さらに、介護や看護が理由となる離職や転職が起こらないよう、介護者の相談窓口や家族介護者支援制度に関する情報を広報やケアマネジャー等を通じて積極的に周知等も行い、介護者の支援につなげていきます。

### 4 制度を支える人材の育成及び確保

介護保険制度の安定的・継続的運営や地域で支えあう体制づくりのためには、制度を支える人材が必要不可欠であるため、関係機関等と連携しながら人材の育成、確保、定着への取組を進めていきます。

#### ①介護サービスを担う人材確保への支援

- ・みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会や三次市社会福祉協議会、関係機関等と連携した、介護職のPRや職場体験など介護の仕事の魅力向上に向けた取組を進めるとともに、求人と求職のマッチングにつながる支援を検討・実施していきます。

- ・また、介護職員の資格取得に向けた研修等への受講費補助も引き続き行い、人材の育成、確保、定着の支援に取り組むとともに、補助対象資格等についても必要に応じて見直しを行っていきます。
- ・外国人の介護人材の受け入れに関して、そのしくみや環境整備の方法などの情報提供や関係機関への取次など積極的に行っていきます。
- ・働きやすい魅力ある職場づくりを行うためにノーリフティングケアなどの労働安全衛生環境改善に取り組む事業所に対する支援策を検討します。

#### ②研修等を通じた人材育成の推進

- ・市や各種機関が開催する研修等の情報提供を行うとともに、事業所に対する研修支援については実態にあった支援方法を検討します。三次地域密着型サービス事業所連絡会等の事業所間の情報共有の機会の活用を進め、人材の育成、確保、定着を促す取組を行っていきます。

#### ③サービス提供に係る事務負担軽減

- ・サービス提供に係る申請書等の簡略化による事務の負担軽減を含め、マイナンバーカードに関する国の動向も注視しながら、引き続き改善を進めていきます。また、介護事業所側の負担軽減のための介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した業務の改善や効率化についても検討を進め、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進します。

## 5. 施策推進のための目標設定

### (1) 各取組の実施目標

本計画の各取組については、数値として現れない項目が多くありますが、各基本施策における主要な取組を対象として数値目標を定めて施策の推進を図ります。

項目	現状値 《令和4（2022）年度》	目標値 《令和8（2026）年度》	当該施策
地域ケア会議設置数	11か所	14か所	基本施策（1）
市民が後見人として選任され活動した数（累計）	3人	8人	
認知症サポーター養成人数（累計）	8,018人	9,600人	基本施策（2）
高齢者のうち元気サロンに参加している人の割合	3.8%	5.2%	
元気サロンの設置数	56か所	79か所	
ケアプランの点検数	16件	現状維持	基本施策（3）
認定調査票の認定審査前点検を実施した割合	100%	現状維持	
住宅改修及び福祉用具の点検に専門職関わった件数	3件	24件	

### (2) 施策全体における成果目標

本計画では、高齢者の介護予防を進めていくことを全体の目標として定め、各施策及び取組を進めていきます。

項目	現状値 《令和5（2023）年》	目標値 《令和8（2026）年》
元気高齢者の割合	77.0%	現状維持
生活機能全般低下リスク保有者の割合	23.3%	22.1%
運動器機能低下リスク保有者の割合	35.8%	34.0%
転倒リスク保有者の割合	39.7%	37.7%
認知機能低下リスク保有者の割合	57.7%	54.8%
認知症の相談窓口を知っている人の割合	32.6%	50.0%
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいないと回答した割合	83.8%	84.1%

※現状値・目標値：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査